

秋田県教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱（案）

令和 8 年 月
秋 田 県

1 策定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 1 項の規定に基づき、本県における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）として、当該施策の目標及び方向性を定める。

2 大綱の期間

令和 8 年度～令和 1 1 年度

3 施策の目標及び方向性

秋田県総合計画（令和 8 年度～令和 1 1 年度）の関係部分に掲げるとおりとする。

[関係部分]

政策 6（教育・人づくり）施策 1～5

政策 2（観光・交流）施策 3・4

4 施策の推進に当たって

知事及び教育委員会は、「こどものウェルビーイングの向上」を旨として、相互に連携の上、施策を推進するために不可欠なものとして次に掲げる重要事項について、取組を強化するものとする。

- (1) こどもの自己決定権を最大限に尊重し、こどもが自ら考える主体性を育む教育の実現
- (2) こどもが社会とつながる機会の拡大等を通じた「生き抜く力」の育成
- (3) 多様性を認め合う寛容な心の育成
- (4) 教員の「こどもの心理を理解する力」の涵養
- (5) 働き方改革による負担軽減等を通じた「教員がこどもと向き合う時間」の充実
- (6) こども、保護者、教員等の真意の把握と「こどもがいつでも声を上げられる仕組み」の構築
- (7) 体罰その他の教員の不祥事の撲滅（原因の徹底究明、実効性のある再発防止策の実施等を含む。）
- (8) 社会の変化に即した「学校教育のアップデート」の実施